

概要版

# 第2期 松原市教育振興基本計画

計画期間：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)



松原市教育委員会

# 1 計画の策定にあたって

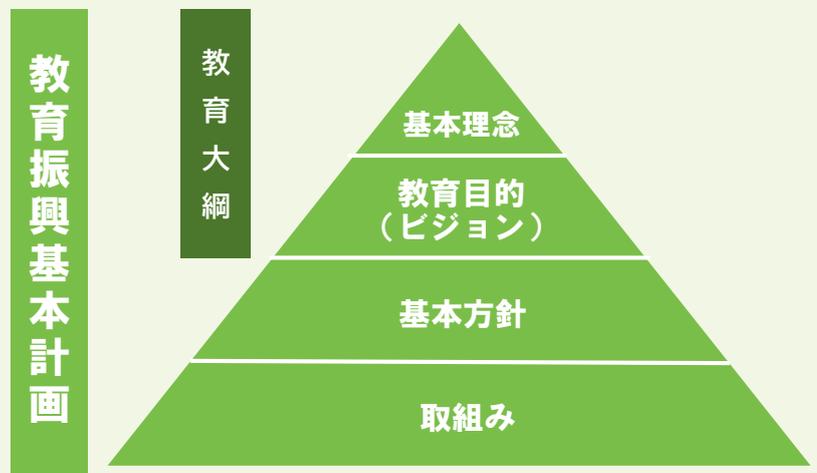
## 1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化やグローバル化、絶え間ない技術革新等、社会情勢が急速に変化する予測困難な時代となってきています。そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の激しい変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

今般、松原市第5次総合計画、国・府の教育振興基本計画、社会・経済情勢などの変化と松原市教育大綱の修正を踏まえ、後期計画の方向性を継承しながら、振り返りを行い、市民ニーズなどを把握した上で、就学前・学校教育、また社会教育を通じて、次世代の人材育成をさらに進め、魅力ある教育環境の実現のため、「第2期松原市教育振興基本計画」を策定するものです。

## 2) 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。



## 3) 計画の期間

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
第5次松原市総合計画	→				
松原市教育大綱	→				
第2期松原市教育振興基本計画	→				

## 2 本市の教育体系

基本理念

教育目的

めざす子ども像

基本方針

重点施策

社会全体で人を育て、人が輝くための教育

未来を切り拓く「人間力」の育成

- ・将来への夢を持ち、地道に努力を重ねる子ども
- ・運動や学習、何事にも意欲的に取り組む子ども
- ・自分から挨拶できる等、豊かな人間関係をつくれる子ども
- ・自分と家族、他者(ひと)を大切にできる、思いやりのある子ども
- ・故郷まつばらを誇れる子ども

1 「確かな学力」の向上を図るとともに「生きる力」を育みます

1-1

社会の変化に応える確かな学力の育成

1-2

互いの人権を尊重し、豊かでたくましい人間性の育み

2 安心・安全に学ぶことができる学校園づくりを推進します

2-1

安心・安全な学校園づくりの推進

2-2

持続可能な学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

3 学びや育ちを支えるための地域における協働の取組みを推進します

3-1

コミュニティ・スクールの推進及び学校園と地域の協働による家庭教育支援

3-2

青少年の健全育成の推進

4 郷土への愛着を深めるとともに誰もが学び続けられる機会を提供します

4-1

生涯学習の機会の拡充と歴史・文化の振興

### 3 施策の展開

#### 基本方針 1

「確かな学力」の向上を図るとともに「生きる力」を育みます

#### 重点施策(1) 社会の変化に応える確かな学力の育成

新学習指導要領実施を踏まえ、子どもたちが、学習内容を自分の人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくために、「主体的・対話的で深い学び」を推進し、主体的に学び創造力を持つ子どもの育成をめざします。また、ICT機器を効果的に活用した探究的な学習の充実や、情報リテラシー教育の推進などを図ります。

#### 主な取組み (1) - 1

家庭・地域との協働と検証をとおした「確かな学力」の育成

- 学校の特色と創意を活かした適正な教育活動の実施
- 的確な学力実態把握と、言語活動がより充実した授業改善をとおした、「主体的・対話的で深い学び」の具現化及び一層の学力向上の取組みの充実
- 児童・生徒の一人一台端末及びクラウド環境を効果的に活用した教育活動の研究と実施
- 家庭との連携による家庭学習や生活習慣の定着に向けた取組みの充実



#### 主な5年後の姿

- 全国学力・学習状況調査における平均正答率を、全国平均をめざします。
- 読書が好きな児童生徒の割合を、小学生は 76.4%から 82.0%、中学生は 74.0%から 80.0%をめざします。
- 学校の授業以外で普段(月～金曜日)、1日の勉強時間が 30分未満の児童生徒の割合を全国平均をめざします。

## 重点施策(2) 互いの人権を尊重し、豊かでたくましい人間性の育み

子どもたちが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通じて、答えが一つではない課題に子どもたちが向き合い、考え、行動できる力を養います。

いじめについては、子どもたちの人間関係づくりの取組みを充実させるとともに、組織的な対応による早期発見・早期対応を図り、すべての子どもたちが安心して生活し学ぶことのできる学校園づくりを進めます。

### 主な取組み (2) - 2

#### 子ども・子育て支援施策の充実

- 子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培う取組の推進

### 主な取組み (2) - 1

#### 規律・規範の確立と「ともに学び、ともに育つ」学校づくり

- 児童・生徒の豊かな心を育てる道徳教育の充実
- 全校的な生徒指導体制の充実及び家庭・地域・関係諸機関との連携強化とネットワークの構築による開かれた生徒指導の推進
- 発達支持的生徒指導を中心とし、いじめ、不登校など生徒指導上の課題への組織的対応を推進
- 学校給食センターを拠点とした地域とともに進める食育の発展

また、子どもたちや保護者の抱える様々な課題の早期発見・早期解決に向け、関係機関

との連携やキンダーカウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用を図り、支援体制の充実を図ります。

さらに、運動機会の確保や食育の充実に努め、児童・生徒の体力の向上及び健康の保持・増進を図り、豊かな生活を送るための基礎を培います。



## 基本方針 2

## 安心・安全に学ぶことができる学校園づくりを推進します

## 重点施策(1) 安心・安全な学校園づくりの推進

質の高い教育環境の実現のために、多様な学習活動に対応した学校施設の質的改善を進め、良好な学習環境の整備・充実をめざします。また、各学校の施設・設備について、予防保全の考えによる維持管理等により、将来にわたり安全・安心な環境を確保します。

子どもたちの情報活用能力の育成及び学校の情報化を図るために、情報機器や情報ネットワークなど、学校のICT環境の充実を図ります。

さらに、本市の特徴でもある「インターナショナルセーフスクール(ISS)」の取組みを、学校、家庭、地域、行政で協働して推進します。

### 主な取組み (1) - 1

#### 学習環境の充実

- これからのまちづくりの動向等を踏まえた学校規模の適正化及び適正配置について調査研究を行うとともに、施設一体型の小中一貫校建設をめざす
- 子どもたちの生活の場として、より安全で快適な学習環境の整備





### 主な取組み (1) - 2

#### 安心・安全な学校園づくり

- 学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保、学校園の安全管理
- 全中学校区の子どもたちの主体的な活動によるインターナショナルセーフスクールの取組の推進

## 重点施策(2) 持続可能な学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

子ども一人ひとりの個性や能力、可能性を伸ばし育てるとともに、様々な教育課題に適切に対応できるよう、授業力や多様な教育課題への対応力など、教職員の資質と実践的指導力の向上に取り組めます。

また、教員業務の見直し、専門家や地域人材の活用など、業務の効率化を図り、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教職員の長時間勤務の削減及び教員が子どもとじっくり向き合える開かれた学校園づくりを整備します。

### 主な取組み (2) - 1

#### 学校園運営体制の確立と開かれた学校園づくり

- 教職員の資質・能力の向上に資する研修体制の充実
- 学校における「働き方改革」の推進と教職員の服務規律の徹底
- 効果的な情報発信

## 基本方針 3

### 学びや育ちを支えるための地域における

### 協働の取組みを推進します

## 重点施策(1) コミュニティ・スクールの推進及び学校園と地域の協働による家庭教育支援

「地域とともにある学校づくり」をめざし、学校、家庭、地域、行政などが一体となって、子どもや学校の抱える課題解決などに取り組む仕組みづくりに向け、様々な取組のさらなる連携を図りつつ、「学校運営協議会」による地域人材を活用した学校運営や主体的な参画による「地域学校協働活動」などの取組を推進します。

地域社会全体で家庭教育の支援に取り組むため、本市の実情に即した家庭教育の支援を学校、地域、行政が協働して行います。

### 主な取組み (1) - 1

#### 地域の教育力の向上と教育コミュニティの育成

- 教育コミュニティの形成
- 放課後などにおける子どもの安全な居場所づくりと、体験・交流活動の充実
- 家庭・地域の教育力を活かした児童・生徒の「学び」と「育み」をサポートする取組の充実

## 重点施策(2) 青少年の健全育成の推進

地域の様々な場で青少年が関われる活動の場を充実し、活動を通じて青少年の育成につなげます。

無職少年、ひきこもりなどの把握・相談、就学・就労支援を強化し、地域社会とつながりを持ち、学校や社会との関係が途切れないよう支援を行っていきます。

### 主な取組み (2) - 1

#### 地域で取り組む青少年の健全育成

- 青少年指導者・団体などの育成
- 課題を抱えた青少年の自立支援

## 基本方針 4

### 郷土への愛着を深めるとともに

### 誰もが学び続けられる機会を提供します

## 重点施策(1) 生涯学習の機会の拡充と歴史・文化の振興

あらゆる市民に生涯にわたって学びの機会を提供できるよう、多様化する学習活動を支える生涯学習関連施策の充実を図ります。

市の貴重な文化遺産を後世に残し、伝えていくために、調査・研究を進め、その保護に努めるとともに、地域社会総がかりで保全と継承に取り組んでいきます。

### 主な取組み (1) - 1

#### 生涯学習の充実と「智の拠点」づくり

- 生涯学習の場とニーズに合った多様な学習機会の提供
- 公民館や図書館事業の充実
- 各世代における生涯学習の充実
- 生涯学習に関する情報提供

### 主な取組み (1) - 2

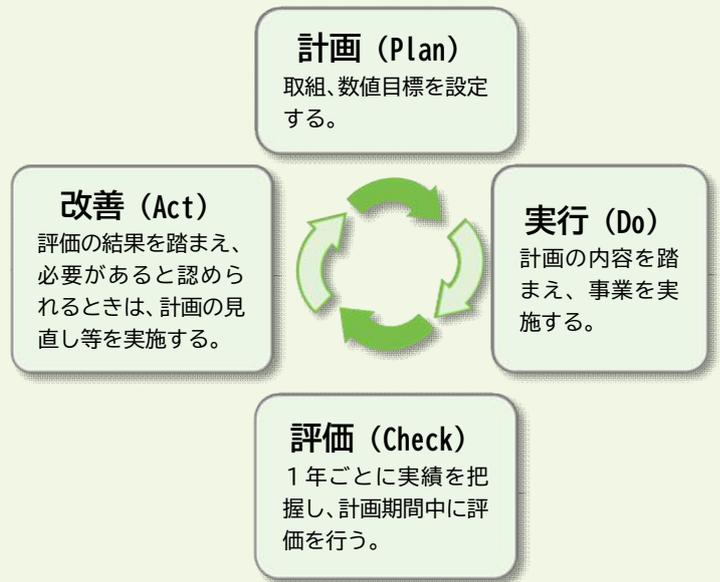
#### 文化財の保存と活用

- 市内全域の文化財調査を実施することによる新たな文化財の発見と再評価
- 指定文化財を後世に継承するための所有者に対する修理・管理など保存上必要な指導・助言の推進
- 学校教育との連携や文化財の展示公開、各種イベントなど文化財に親しむ機会の充実と文化財愛護意識の向上
- 市内遺跡の発掘調査の成果を活かした保存・活用の取組みの促進
- 収蔵・保管する出土品の貸出や展示を行うことによる身近に触れる機会の充実



## 4 進捗状況の点検・評価及び計画の推進

本計画を効果的かつ着実に進行するためには、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。そのために、前計画より引き続き、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)のマネジメントサイクルを踏まえ、本計画に位置付けた各種施策の成果や課題について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、主な事業の実施状況を点検・評価し、公表するとともに、その結果を施策の展開に反映させながら、効率的かつ効果的に推進します。



## 5 松原市教育大綱

令和6年4月に、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を示す「松原市教育大綱」を定めました。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき総合教育会議において、市長と教育委員会が協議し、教育行政を推進するため市長が策定するものです。なお、この大綱については、松原市の教育方針となるため、教育、学術及び文化の振興に関わる全ての教員及び職員は遵守しなければなりません。

### 基本理念

社会全体で人を育て、  
人が輝くための教育

### 教育目的(ビジョン)

未来を切り拓く  
「人間力」の育成

第2期松原市教育振興基本計画



計画の全体版は  
こちら

### 第2期松原市教育振興基本計画 概要版

編集・発行 松原市 教育委員会事務局教育総務部 教育政策課

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号 電話:072-334-1550(代表)